五項第一号及び」を「」と、「」に、「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第二項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、」を「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同条第二項第一号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第四号中「令和四年」とあるのは「令和五年」と、」に、「令和四年十二月三十一日」とあるのは「令和五年」として」に、「第四十一条の二第三項第三号」を「第四十一条の二第三項第二号」に、「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号」に、「同法第四十一条の二の二第八項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする」を「同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定する特例居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」と、同条第八項中「令和四年若しくは令和五年」とあるのは「令和五年」とする」に改め、同条第十一項中「三千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」に改める。

第二十条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち、消費税法第三十条第九項第一号の改正規定中「次号に」を「次号及び第三号に」に改め、同項第二号の改正規定中「者から受ける」を「事業者が行う課税資産の譲渡等に該当するものに限るものとし、当該」に改める。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定のうち第五十七条の二第五項第一号中「当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。」を「次に掲げるいずれかの事実」に改め、同改正規定中同号に次のように加える。

イ　当該事業者（国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ロ　当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定のうち第五十七条の二第五項第二号ロ中「、国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）」を「国税通則法第百十七条第二項」に、「を定めて」を「の届出をして」に改め、同改正規定中同条第六項第一号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該適格請求書発行事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

第五条のうち消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定中第五十七条の二第六項第一号に次のように加える。

ヘ　前項第一号に定める事実について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定のうち第五十七条の二第六項第二号ニ中「同項」を「同条第二項」に、「を定めて」を「の届出をして」に改め、同改正規定中同号に次のように加える。

チ　前項第二号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

附則第三十八条第二項第一号中「附則第四十四条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

附則第四十四条第三項中「この項及び次項」を「第五項まで」に改め、同条第四項中「五年施行日」の下に「から五年施行日以後六年を経過する日までの日」を加え、「の当該課税期間」を「の当該登録開始日の属する課税期間」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定の適用を受ける事業者の登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後二年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。ただし、登録開始日の属する課税期間が五年施行日を含む課税期間である場合は、この限りでない。

附則第四十六条第二項中「新消費税法」を「この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法」に改める。

附則第五十二条第一項中「請求書等を」を「請求書等又は当該請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号に規定する電磁的記録をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）を」に改め、同条第二項中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「第三十六条の」を「第三十六条第五項の」に、「第三十六条第一項中「算出した金額」を「第三十六条第五項中「消費税額は」に、「算出した金額（」を「消費税額（」に、「当該金額に百分の八十を乗じて算出した金額）」を「当該消費税額に百分の八十を乗じて算出した金額）は」に改める。

附則第五十三条第一項中「請求書等を」を「請求書等又は当該請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を」に改め、同条第二項中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「第三十六条の」を「第三十六条第五項の」に、「第三十六条第一項中「算出した金額」を「第五項中「消費税額は」に、「算出した金額（」を「消費税額（」に、「当該金額に百分の五十を乗じて算出した金額）」を「当該消費税額に百分の五十を乗じて算出した金額）は」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和四年十月一日

イ　第一条中所得税法第百九十八条第五項の改正規定及び附則第七条の規定

ロ　第十一条中租税特別措置法第七十四条第一項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分を除く。）

二　次に掲げる規定　令和四年十二月三十一日

イ　第二条中法人税法第三十八条第一項の改正規定

ロ　第三条中令和二年改正前法人税法第三十八条第一項の改正規定

ハ　第九条中国税通則法第十九条第四項の改正規定、同法第二十三条第三項の改正規定及び同法第三十五条第二項の改正規定並びに附則第二十条第一項の規定

ニ　第十条の規定及び附則第二十一条の規定

三　次に掲げる規定　令和五年一月一日

イ　第一条中所得税法第十六条の改正規定、同法第二十条の改正規定及び同法第四十五条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第五条、第七十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十一条第二項第二号の改正規定を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定